



東京地判平成 27 年 5 月 28 日(倉庫 PE に係る裁判例)についての検討 執筆者:北村 導人、今井 政介

今月号のニューズレターでは、米国に居住する所得税法上の非居住者(個人事業者)が使用していた日本国内のアパート及び倉庫が、当該非居住者の日米租税条約 5 条にいう恒久的施設(以下「PE」といいます)¹に該当するか否かが争点となった事件につき、当該アパート及び倉庫が当該非居住者の PE であることを認め、納税者の請求を棄却した、東京地判平成 27 年 5 月 28 日(以下「本判決」といいます)[控訴審係属中]を検討します。

第 1 事案の概要

原告は、米国から日本に輸入した自動車用品を、インターネットを通じて専ら日本国内の顧客に販売する事業(以下「本件販売事業」といいます)を営んでおり(以下、原告が営む企業を「本件企業」といいます)、平成 13 年頃から、インターネット上に自動車用品(以下「本件商品」といいます)を販売するホームページを開設するほか、ショッピングサイトへの出店やオークションサイトへの本件商品の出品をしていました(以下、ホームページ、ショッピングサイト及びオークションサイトの原告ページを併せて、「原告ホームページ等」といいます)。その際、本件企業は、営業所を兵庫県のアパート(以下「本件アパート」といいます)とし、連絡先電話番号やファックス番号(以下「本件ファックス番号」といいます)を設置し、本件企業の連絡先としていました。

原告は、平成 16 年に米国に出国し、平成 20 年末までの間、米国に居住したため、平成 17 年から平成 20 年(以下「本件各係争年」といいます)の間は、日本の所得税法上の非居住者でした。なお、原告は、出国後の平成 18 年に、兵庫県に倉庫(以下「本件倉庫」といいます)、本件アパートと併せて「本件アパート等」といいます)を賃借し、本件ファックス番号を本件倉庫に移設しました。

本件企業は、米国で仕入れた自動車用品を、本件アパート等に保管し、日本国内の顧客からインターネットで注文を受けた場合、その商品を本件アパート等から当該顧客に向けて発送する方法で本件販売事業を行っており、商品の発送の際には、独自

¹ 恒久的施設とは「支店・工場その他事業を行う一定の場所」をいいます(金子宏『租税法[第 20 版]』(弘文堂、平成 27 年)513 頁)。

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

の日本語の説明書を同梱することもありました。また、本件アパート等では従業員がこれらの業務に従事していました。

原告は、平成 16 年に米国へ移住した後も、本件販売事業を営んでいましたが、本件各係争年の所得税の確定申告は行いませんでした。課税当局は、原告に対し、税務調査を実施し、帳簿書類の提示等を要求しましたが、本件各係争年の原告の所得金額等を実額で把握できなかったため、本件アパート等が原告の PE であると認定し、本件各係争年の原告の所得金額を推計し、更正処分を行いました。原告は、かかる処分に対して不服申立てを行いました²が、棄却された²ため、取消訴訟を提起しました。

第 2 本判決の争点と判断

1 争点

本件の争点は、次の 3 つです。

- (1) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「**実特法**」という)12 条により委任された租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する省令(以下「**実特法省令**」という)9 条の 2 第 1 項又は第 7 項の定める届出書を提出しなければ、日米租税条約 7 条 1 項による税の軽減又は免除を受けることができないのか
- (2) 本件アパート等は、日米租税条約 5 条の規定する PE に該当するか(本件アパート等は、同条 4 項(a)号により、PE から除外すべきものか)
- (3) 本件アパート等が PE に該当する場合において、日米租税条約 7 条に基づき課税できる所得の範囲はどこまでか

2 判断

上記の争点につき、裁判所は、大要以下のとおり判断し、原告の請求を棄却しました。

(1) 争点(1)について

裁判所は、以下のとおり判示して、実特法省令 9 条の 2 の届出書の提出は、日米租税条約 7 条 1 項の適用を受けるための要件ではないとしました。

- ・ 法律が下位の法令に課税要件等の定めを委任する場合には、租税法律主義の本質を損なわないようにしなければならず、「委任の内容を何ら限定することなく、包括的・一般的に委任することは、憲法 84 条に反するものとして許されない」
- ・ 「実特法省令 9 条の 2 は、実特法省令に基づく届出書を提出しなかった場合において、租税条約に基づく税の軽減又は免除を受けることができない旨を具体的に規定しているわけではない」
- ・ 「実特法省令は、実特法 12 条の委任規定に基づくものである」が、実特法 12 条は一般的、包括的な委任であって、「実特法 12 条が課税要件等の定めを省令に委ねたものと解することはできない」
- ・ 「原告が実特法省令に基づく届出書を提出しなかったことをもって、同項〔日米租税条約 7 条 1 項〕の適用を否定することはできない」

(2) 争点(2)について

裁判所は、以下のとおり判示して、本件アパート等が日米租税条約 5 条所定の PE に該当するとしました。

- ・ 「日米租税条約 5 条 4 項各号の文言についてみるに、同項(e)号は、『企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の

² 国税不服審判所裁決平成 23 年 11 月 25 日裁決事例集 85 集 204 頁。

活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること』と規定しており、上記『その他の』準備的又は補助的な性格の活動という規定振りに鑑みれば、同号に先立つ同項(a)号ないし(d)号は、文理上、『準備的又は補助的な性格の活動』の例示であると解することができる。また、同項(f)号は、『(a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。』と規定しているところ、同号が同項(a)号ないし(e)号所掲の活動を組み合わせた活動について、あえて『準備的又は補助的な性格』であるとの限定を付しているのは、同項(a)号ないし(e)号所掲の活動が『準備的又は補助的な性格』の活動であることを前提とした上で、各号を組み合わせることによって、その活動の全体が『準備的又は補助的な性格』を超える場合には、恒久的施設の対象から除外しない旨を規定したものと解するのが合理的である」

- ・ 従って、同「条約 5 条 4 項(a)号ないし(d)号は、『準備的又は補助的な性格の活動』の例示であり、ある場所が同項各号に該当するとして恒久的施設から除外されるためには、当該場所での活動が準備的又は補助的な性格であることを要する」
- ・ 「本件アパート等は、原告が米国に居住している間も、〔1〕本件販売事業の商品を保管しておき、〔2〕顧客の注文を受けて、個別に商品を梱包した上で顧客向けに発送し、また、〔3〕顧客からの返品があった場合には、返品された商品を受け取り、代替商品を発送するなどの業務を行う場所であった…のであるから、本件アパート等が本件販売事業の全部又は一部を行う一定の場所であったことは明らかであり、本件アパート等は、日米租税条約 5 条 1 項の規定する『恒久的施設』に該当する」
- ・ 「本件企業は、本件アパート等を販売拠点(事業所)として、本件販売事業における販売活動を行い、かつ、本件従業員が、本件企業の事業所である本件アパート等において、通信販売である本件販売事業にとって重要な業務(商品の保管、梱包、配送、返品の受取り等)を実際に行っていたこと³に鑑みれば、本件アパート等が本件販売事業にとって、『準備的又は補助的な性格の活動』を行っていた場所であるということとはできない。そうである以上、本件アパート等は、日米租税条約 5 条 4 項各号のいずれにも該当しない」

(3) 争点(3)について

- ・ 「〔1〕原告の所得のうち本邦において課税対象とされる所得は、日本国内の『恒久的施設』を通じて行われた事業による部分であり(日米租税条約 7 条 1 項第 2 文)、また〔2〕当該所得については、当該恒久的施設を原告と独立の立場にある企業と擬制した上で、原告の所得を当該恒久的施設に配分することによって算定する(同条 2 項及び 3 項)ことになる」
- ・ 「本件販売事業は、全て本件アパート等を通じて行われたものであるということが出来るから、日米租税条約 7 条に基づき課税できる所得の範囲は、同条 2 項及び 3 項に基づき、本件アパート等を原告と独立の立場にある企業と擬制した上で(以下、同条 2 項及び 3 項の適用に当たって擬制する上記企業を『本件擬制企業』という。)、本件販売事業により生じた国内源

³ 本判決は、日米租税条約 5 条 4 項の除外されるべき「準備的又は補助的な性格の活動」を行う場所か否かを判断するに際し、「本件販売事業の事業形態は、日本国内の顧客に対し、インターネット…を通じて、本件アパート等にある在庫商品を販売するというものである」とし、以下の点を挙げて、本件アパート等の重要性を強調しています。

- ① インターネットによる通信販売では、顧客は、企業が日本国内の企業か否かが重要な要素であると考えていると推認できること
- ② 原告は、顧客に対し、本件企業が日本国内にある企業であると認識させた上で、本件販売事業を行っていたものと推認できること
- ③ 原告が出店・出品したインターネット上のショッピングサイトやオークションサイトにおいては、日本国内の事業所があることが出品や補償制度の条件となっていたことに鑑みれば、本件企業の所在地が日本国内にあることは、取引の前提条件となる重要な要素であったということが出来ること
- ④ 本件アパート等は本件企業の販売拠点(事業所)としての役割・機能を担っていたといえること
- ⑤ インターネットによる通信販売では返品の可能性が対面取引に比して高く、返品への対応が重要な業務であること
- ⑥ 本件企業は速やかな配送を原告ホームページ等に掲載していたところ、本件アパート等に在庫商品を保管し、そこから配送するからこそ速やかな配送が実現できる関係にあったことから本件アパート等における保管及び発送業務は重要なものであったこと

泉所得を本件擬制企業に配分することによって算定される所得金額である」

- ・ 「本件擬制企業に配分されるべき国内源泉所得は、日本国内にある本件擬制企業が、本件アパート等を販売拠点(事業所)として事業活動(販売活動)をした場合において取得したとみられる利得であるというべきであり、同認定判断を覆すに足りる事実ないし証拠はない」

第3検討

1 PEの認定に関する裁判例・裁決例

租税条約上、非居住者や外国法人が稼得する企業の利得に対しては、源泉地国は、源泉地国内の PE を通じて事業が行われていない限り、課税をすることはできません(日米租税条約 7 条 1 項等)⁴。それ故、PE の認定は国際課税において極めて重要となりますが、PE の認定が争点とされた公表裁判例や裁決例はこれまでほとんどありませんでした⁵。そのため、本判決は、PE の認定を正面から争点とした裁判例として、注目されています⁶。

2 争点(1)について

争点(1)は、実特法の委任する実特法省令の定めた届出書を提出することが、租税条約の適用のための効力要件か、という問題です。本判決は、租税法律主義(憲法 84 条)により、課税標準等の課税要件だけでなく、租税の賦課、納付、徴収等の手続についても全て法律で規定すべきであって、下位の法令にかかる課税要件等を委任する際には、包括的・一般的に委任することは許されないとの見解を述べた上で、実特法省令 9 条の 2 は実特法 12 条の委任規定に基づくものであるが、同条は、包括的・一般的な委任規定であって、課税要件等の定めを省令に委ねたものと解することはできないと判示し、届出書の提出は租税条約の効力要件ではないとの結論を述べました。本判決は、PE に係る課税関係における届出書の提出の法的位置付けを明らかにするものとして、意義があるものといえます。

もっとも、本判決の射程が、届出書一般に及ぶか否かは慎重な検討が必要です。本判決が、届出書を租税条約適用のための効力要件ではないと解した理由は、上記のとおり、実特法 12 条の実特法省令への委任が白紙委任であったことによるものです。翻っていえば、届出書を提出することが、実特法に具体的に規定された場合や、実特法が実特法省令等に委任の内容を限定している場合(例えば、配当について定めた実特法 3 条の 2 等)は、届出書の位置付けについて、結論が異なる可能性があることに留意する必要があります。

3 争点(2)について

本判決は、日米租税条約 5 条 4 項(a)号ないし(d)号の場合でも、同項(e)号や(f)号の場合と同じく、PE の対象から除外されるには、「準備的又は補助的な性格」を有する必要があるとの見解を支持した上で、本件販売事業における本件アパート等の重要性に着目して PE であると認定した事例ですが、かかる判断には、以下の点で疑問が残ります。

⁴ 金子・前掲(注 1)513 頁。

⁵ PE に係る裁決例としては、近年、日本国内で業務に従事する者が、法人税法 141 条 3 号の代理人等(非居住者・外国法人のために、契約を締結する権限を有し、かつこれを常習的に行使する者等のことをいう)のうち、注文取得代理人(法人税法施行令 186 条 3 号)に該当するかが争われた国税不服審判所裁決平成 25 年 11 月 5 日裁決事例集 93 集 272 頁があります。当該裁決は、外国法人が日本の消費者に対して行う各種商品のカタログ販売事業につき、当該外国法人から委託を受けて、購入申込のとりまとめ及びカタログの作成を行っていた日本の法人は、当該外国法人の注文取得代理人にあたる(専ら当該外国法人のために事業を行っているため独立代理人とはいえない)としたものです。

⁶ この他相互協議により解決された事案ですが、平成 21 年に、アマゾンが、東京国税局から、関連会社の物流センターが PE に該当するとして更正処分を受けたことが報道された事件もあります。

まず、租税条約の規定の解釈に当たっては、ウィーン条約法条約に基づく解釈原理が妥当するところ、同条約 31 条 1 項は、条約の解釈について、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする」としており、文言の通常の意味に従った解釈が求められます⁷。然るに、争点(2)で問題となった、日米租税条約 5 条 4 項(a)号ないし(d)号には、何ら準備的又は補助的な性質を有するものに限るという文言はありません。かかる条文の文理からすれば、その文言に反して、準備的又は補助的な性質を有することが必要であるとする解釈には、疑問が残ります。

また、本判決は、OECD コメンタリーに言及しています⁸が、その際、裁判所は、OECD モデル租税条約 5 条 4 項(a)号ないし(d)号について、準備的又は補助的な性格を有する活動であることを必要とするという解釈が、OECD の従来の解釈であると指摘しています。しかしながら、OECD の 2012 年報告書では⁹、「The alternative option to make all the exceptions subject to the “preparatory or auxiliary” condition would reduce certainty by subjecting the existing exceptions that currently apply automatically and therefore provide a bright line test to a condition that is inherently more subjective. The change would therefore increase the potential for disputes between taxpayers and tax authorities.」とあり、全ての項目に準備的又は補助的な活動であることを条件に付すことを change と捉えています。このことからすれば、OECD は、同条約 5 条 4 項(a)号ないし(d)号について、これらに該当すれば、(準備的又は補助的な性格を有するか否かに関わらず、)PE の範囲から除外する、という考え方を採用していたものとも解されます。それ故、本判決の上記指摘は OECD の見解に沿わないように思われます¹⁰。

さらに、本判決が採用した解釈では、PE 概念が設けられた趣旨に悖るように思われます。すなわち、PE 概念は、「企業が事業進出してきてその段階に至るまでは源泉地国が課税することがないという最低限度、すなわち閾値(threshold)¹¹としての機能を有していますが、本判決が採用した解釈では、日米租税条約 5 条 4 項(a)ないし(d)に該当するか否かを判断するに当たり、常に準備的又は補助的な性格を有するか否かを判定しなければならないところ、それを判定する基準は必ずしも明確でなく、故に法的安定性を欠くこととなるため、PE の閾値としての役割を果たし得ないと思われます¹²。かかる PE の閾値としての機能に鑑みれば、日米租税条約 5 条 4 項(a)号ないし(d)号に列挙されているものは、PE から画一的に除外した規定であるという解釈も成り立ち得るように考えられます。

4 争点(3)について

PE に帰属する所得(PE 帰属所得)は、日米租税条約 7 条 2 項で、「同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う個別のかつ分離した企業であって、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得」と定められています。裁判所は、本件の課税を行うに当たり、PE を原告と独立の立場にある企業と擬制した上で、PE に帰属する所得を算定するものとししました。

本判決は、本件アパート等が倉庫業者を超える機能を有していたと認定した上で、原告が、帳簿書類の提示等を拒絶したため

⁷ 小寺彰他『講義国際法〔第 2 版〕』(有斐閣、平成 22 年)96～97 頁。

⁸ 最判平成 21 年 10 月 29 日民集 63 卷 8 号 1881 頁(グラクソ事件)では、日本とシンガポールの間の租税条約(日星租税条約)の解釈に当たり、「経済協力開発機構(OECD)のモデル租税条約…に関して OECD の租税委員会が作成したコメンタリーは、条約法に関するウィーン条約…32 条にいう『解釈の補足的な手段』として、日星租税条約の解釈に際しても参照されるべき資料といえることができる」と判示されています。

⁹ OECD “Interpretation and Application of Article 5(Permanent Establishment) of the OECD Model Tax Convention” 19 Oct, 2012, para70～73

¹⁰ 原告は、国連モデル租税条約との比較から、日米租税条約 5 条 4 項(a)号の解釈において、PE の除外事由に「準備的又は補助的な性格」であることが理論的に要求されていない、とも主張しました。すなわち、原告は、国連モデル租税条約では、発展途上国の課税権限を広く認めるという観点から、倉庫を PE の範囲から除外しないために、「引渡し」のための施設(倉庫)を除外事由にあえて列挙しなかったのに対し、OECD モデル租税条約では、「引渡し」のための施設も除外事由に列挙していることを述べて、PE の除外事由にするか否かは政策的判断によるものであり、「準備的又は補助的な性格」があることが理論的に要求されるわけではない旨の主張をしましたが、裁判所は受け容れませんでした。

¹¹ 増井良啓=宮崎裕子『国際租税法〔第 3 版〕』(東京大学出版会、平成 27 年)93 頁。

¹² 野田昌毅=黒松昂蔵『準備的・補助的活動と恒久的施設(PE)―国税不服審判所裁決平成 23 年 11 月 25 日を題材に』中里実=太田洋=弘中聡浩=伊藤剛志『クロスボーダー取引課税のフロンティア』(有斐閣、平成 26 年)164 頁。

に行われた推計課税の必要性及び合理性を認めています。控訴審では、かかる本件アパート等の機能に関する事実認定に加えて、当該推計課税が日米租税条約の帰属所得の計算規程に適合するかが重要な論点となると考えられます¹³。なお、平成 28 年 4 月 1 日以降、非居住者及び外国法人の PE 帰属所得を算定するに当たっての内部取引に対する規定(租税特別措置法 40 条の 3 の 3、同法 66 条の 4 の 3)が施行され、そこでは帳簿書類の提示等がなかった場合の独立企業間価格の推定規定も置かれているため、かかる規定に基づく課税がなされることとなります。

5 BEPS での対処

近年、BEPS(Base Erosion and Profit Shifting)への対応が問題となっており、平成 27 年 10 月に、OECD において、BEPS 最終報告書が取りまとめられました。BEPS 最終報告書では、BEPS への対抗策としての 15 の行動計画が取りまとめられていますが、その中の行動計画 7 では、「恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止」と題して、PE 認定を意図的に避けることへの対処が記載されています。

(参考) 行動7 恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止

OECDモデル租税条約第5条4(恒久的施設の例外)の改正

現行の規定	改正後の規定
<p>4 次の活動を行う場合は、「恒久的施設」に当たらない。</p> <p>(a) 物品等の保管・展示・引渡しのためにのみ施設を使用 (b) 企業の在庫を保管・展示・引渡しのためにのみ保有 (c) 企業の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有 (d) 企業のために物品等を購入し、又は情報収集のみを目的として、一定の場所を保有 (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、一定の場所を保有 (f) (a)から(e)までの活動を組み合わせた活動のみを目的として、一定の場所を保有。ただし、その組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。</p>	<p>4 次の活動を行う場合は、「恒久的施設」に当たらない。ただし、その(a)から(e)の活動(f)の場合には、その組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。</p> <p>(a) 物品等の保管・展示・引渡しのためにのみ施設を使用 (b) 企業の在庫を保管・展示・引渡しのためにのみ保有 (c) 企業の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有 (d) 企業のために物品等を購入し、又は情報収集のみを目的として、一定の場所を保有 (e) 企業のためにその他の活動を行うことのみを目的として、一定の場所を保有 (f) (a)から(e)までの活動を組み合わせた活動のみを目的として、一定の場所を保有。</p> <p>【上記改正の代替案】 現行の規定から「引渡し(a)(b)」、「物品等の購入(d)」、「情報収集(d)」を削除し、これらの活動は、(e)の規定により、準備的・補助的活動である場合にのみPEの例外とする。</p>

(平成 27 年 10 月 23 日付け財務省説明資料より抜粋)

BEPS 最終報告書では、行動 7 として、①PE の例外とされている準備的・補助的活動の見直しと②代理人 PE の定義の拡張の 2 つが挙げられており、我が国でも、今後、多数国間協定交渉への参加を含め、BEPS 対抗措置を含む租税条約を拡充することが論じられています¹⁴。①の PE の例外とされている準備的又は補助的活動の見直しについては、租税条約で列挙されている各種の活動が準備的又は補助的な性格である場合を前提とすることを明確にする方向で改正が議論されています(上記表参照)。

6 結び

本判決は、PE の認定及び PE 帰属所得の算定内容が正面から争われた事例であり、それ以外にも、実特法の届出書の意義等の論点も含み、今後の実務に際して検討すべき裁判例であるといえます。本件は、本稿執筆時には控訴審に係属中であり、今後の上級審での判断にも注目する必要があります。

以上

¹³ 日米租税条約 7 条 4 項は、一方の国の課税当局が課税するための情報を十分に入手できない場合には、当該国の課税当局は、国内法に基づいて所得計算ができるとしており、推計課税も行うことができます。もっとも同項但書きで、PE 課税をする場合には、日米租税条約 7 条の定める原則に従うものとしているため、PE に対する推計課税の内容が、日米租税条約 7 条の定める原則に合致するかが問題となり得ます。

¹⁴ 平成 27 年 10 月 23 日付け財務省説明資料[BEPS プロジェクトの最終報告について]33～35 頁。



きたむら みちと
北村 導人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士・公認会計士

m.kitamura@jurists.co.jp

2000年弁護士登録。組織再編税制等の国内税務及び移転価格税制やタックス・ヘイブン対策税制等の国際税務が絡むタックス・アドバイス、事前照会対応、税務調査対応並びに多数の税務争訟案件を手掛ける。



いまい せいすけ
今井 政介

西村あさひ法律事務所 弁護士

s.imai@jurists.co.jp

2012年弁護士登録。税務、訴訟を中心とした業務を行っているほか、企業不祥事や規制当局による調査への対応等の危機管理案件も手掛ける。

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスに携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確なサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。なお、本ニューズレターのバックナンバーは、<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029
Tel: 03-5562-8500(代) Fax: 03-5561-9711

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2015